

# 奨学金貸与規程

社会福祉法人 清徳会

## 社会福祉法人清徳会 奨学金貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清徳会（以下「当法人」という。）の介護職員を確保し、地域福祉の維持と向上を図るために、介護福祉士養成奨学金（以下「養成奨学金」という。）の貸与等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (奨学金の種類)

第2条 奨学金は介護福祉士の養成奨学金とする。

### (貸与の対象)

第3条 養成奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 介護福祉士を養成する学校に入学が決定した者または在学中である者
- (2) 卒業後、直ちに当法人の運営する施設において介護福祉士として勤務できる者

### (貸与額)

第4条 養成奨学金の額は、月額 30,000 円とする。

2 養成奨学金の貸与は、無利子とする。

### (貸与期間と支払)

第5条 養成奨学金の貸与期間と支払いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与期間は、原則として養成学校等が定める最短の養成（受講）期間以内とする。
- (2) 貸与日は、4月と10月の末日（当日が銀行非営業日にあたる場合は、直前の銀行営業日）とし、それぞれ半期分を貸与する。
- (3) 貸与方法は、原則として、指定口座への振込みにより行う。

### (貸与申請)

第6条 養成奨学金の貸与を志願する者は、次の書類を当法人に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式は任意）
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 入学が証明できるもの又は在学証明書
- (5) その他当法人が必要と認めたもの

### (申請の審査と承認)

第7条 理事長は、前条の書類を受理後、書類選考と面接にて審査し、貸与の可否を決定する。また、決定をしたときは、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 申請者（貸与が決定された者を以下「奨学生」という。）は前項の通知を受理した後、速やかに理事長に対して次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第3号）
- (2) 口座振込届（様式第4号）

(変更の届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、すみやかにその旨を書面により理事長に届出なければならない。

- (1) 誓約書の記載事項に変更があったとき、または連帯保証人が死亡した、或いは破産の宣告を受ける等、連帯保証人として不適当な事情が生じたとき
- (2) 退学または転学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 休学または長期にわたって欠席するとき
- (5) 復学したとき

(貸与の解除及び停止)

第9条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当した場合は、養成奨学金の貸与を解除することができる。

- (1) 貸与を辞退したとき
- (2) 退学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

2 理事長は、奨学生が休学、又は長期にわたって欠席した場合は、養成奨学金の貸与を停止することができる。

(学業成績等の報告)

第10条 奨学生は、毎年度終了後1ヵ月以内に、成績証明書及び在学証明書を理事長に提出しなければならない。ただし、卒業又は修了に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書又は修了証明書を提出しなければならない。

(返還)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、原則としてその事実の生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与した養成奨学金を返還しなければならない。

- (1) 第9条第1項の規定により貸与を解除されたとき
- (2) 故意又は重大な過失により、第8条の届出を行わなかったとき
- (3) 卒業後1年以内に介護福祉士の資格を取得できなかったとき

(返還の免除)

第12条 奨学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、養成奨学金の返還の債務を免除する。

- (1) 当法人の職員として、第5条第1号に規定する貸与期間を勤務したとき。なお、就業規程に基づく病気休暇、産前産後休暇、育児・介護休業規程に基づく育児休業、介護休業、妊娠休業により勤務できなかった期間は、勤務期間に算入しない。
- (2) 在学中に死亡したとき
- (3) 在職中に死亡または業務上に起因する心身の故障のため退職したとき
- (4) 災害その他の特別の事由により、返還が困難と認められるとき

2 前項の規定により返還を免除された養成奨学金は所得扱いとなり、所得税及び住民税の課税対象となる。

(雑則)

第13条 本規程に定めのない事由が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、理事長が決定する。

附則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。